

平成21年12月9日
社会保険庁

「脱退手当金請求前に脱退手当金の計算の基礎とされていない
被保険者期間を有する事例」に係る調査について

- 脱退手当金請求前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間を有する事例に不適切な処理がなかったかについて確認するため、調査を行う。
- 具体的には、次のような方法により調査を実施。
 - ・ 庁内サーバで保持している厚生年金被保険者記録を抽出対象とし、平成22年1月末頃を目途に、該当する事例を抽出。
 - ・ 抽出した事例の対象者について、ねんきん特別便への回答状況や社会保険事務所に保管されている書類等を確認。
 - ・ 上記の確認を行った上で、当該事例の対象者及び必要に応じ当時勤務していた事業所の関係者に対し、調査（※）を実施。
 - ※ 抽出数によってはサンプル調査の方法によることも検討。
- 上記の調査等の結果を踏まえ、本件事例に係る対応策の必要性等について検討。

【参考】

《「年金記録問題の実態等に関する予備的調査」（平成21年4月）～抜粋～》

本来、脱退手当金を受け取る際には、退職した事業所のほかに他の事業所に勤めていた期間も含めて、退職以前の厚生年金記録すべてが支給対象として算定されていなければならない。しかし一部の期間が算定対象とされず残っていれば、それは間違った処理である可能性が高い。社会保険庁のコンピュータ上では脱退手当金が支給されたことになっているが、支給日より前の被保険者期間の一部が脱退手当金の支給対象とされていない事案の総件数を出し、それぞれ不適切な処理がなかったか調査せよ。